

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 9 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 介護保険所管課（室）長 殿
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課

令和八年熊本地震による災害に係る社会福祉施設等設備災害復旧費補助金
（介護事業所・施設等復旧支援事業分）の国庫補助に係る申請手続について

令和八年熊本地震による災害に係る社会福祉施設等設備災害復旧費補助金の国庫補助については、「令和八年熊本地震による災害に係る社会福祉施設等設備災害復旧費補助金（介護事業所・施設等復旧支援事業分）の国庫補助について」（令和 8 年 9 月 9 日厚生労働省発老 0909 第 1 号厚生労働事務次官通知）の別紙「令和八年熊本地震による災害に係る社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金（介護事業所・施設等復旧支援事業分）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により実施しているところですが、交付要綱の 8 における申請手続に関して、下記のとおり交付申請を受け付けることとしましたので、管内市区町村及び民間事業者等とも連携の上、ご提出をお願いします。

記

1 提出期日

第 1 回目 令和 8 年 10 月 30 日（金）

第 2 回目 令和 9 年 1 月 29 日（金）

2 提出書類

（1）交付申請書一式（交付要綱の別紙様式 2）

※見積書や納品書、領収書等の金額や個数等がわかる資料及び歳入歳出予算（見込）書抄本も併せて添付願います。

（2）被災事業所等が被災したことが分かる資料（罹災証明書、被害写真等）

3 提出先 厚生労働省老健局高齢者支援課：kiban-seibi@mhlw.go.jp
※電子メールにて提出願います。

4 その他

- (1) 3回目以降の交付申請の受付については、本事業の実施状況等を勘案し、必要に応じて別途連絡します。
- (2) やむを得ない事情により交付申請内容に変更が生じる場合には、厚生労働省老健局高齢者支援課に速やかに連絡願います。

担当	厚生労働省老健局高齢者支援課 施設係
電話	03-5253-1111（内線 3927）